

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

各都道府県消防防災主管部（局）御中

消防庁救急企画室

「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補への対応について

主に市民が行う一次救命処置については、各消防本部において、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を参考に、各種講習会において指導されているところです。

このたび、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（CoSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法へのCoSTRの適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されたことに基づき、厚生労働省から別添のとおり「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補及び周知について」（令和 2 年 5 月 22 日付け医政地発 0522 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）が都道府県衛生主管部（局）長あてに発出され、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補が示されました。

つきましては、貴部局においては、別添の内容について御了知の上、消防本部において応急手当普及啓発活動を実施する際には、当該追補の内容を反映いただきますよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知願います。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

神谷課長補佐、堤係長、市川事務官

TEL：03－5253－7529（直通）

FAX：03－5253－7532

別添

医政地発 0522 第 2 号
令和 2 年 5 月 22 日

総務省消防庁救急企画室長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補の周知について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。



医政地発 0522 第1号
令和2年5月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補及び周知について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法へのCOSTRの適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

上記に基づき、厚生労働省において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を別添のとおり追補することとしました。

貴職におかれては、当該補訂の内容について御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。また、心肺蘇生法に関する講習・教育を実施する際には、当該追補の内容を反映いただくようお願いします。